

令和 2 (2020) 年度栃木県戦略的 P R 事業委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和 2 (2020) 年度栃木県戦略的 P R 事業を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

令和 2 (2020) 年度栃木県戦略的 P R 事業

2 委託業務の目的

栃木県は、「とちぎブランド取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定し、「すべての分野で選ばれるとちぎ」の実現を目指し、ブランド力向上に取り組んでいる。

本県のブランド力が低い一因として、メディア、特に「旅やグルメに関するテレビ番組」に本県の情報が十分に取上げられていない現状が挙げられる。この状況を打破するため、本業務において東京圏・関西圏で放映されるテレビ番組での露出獲得や各種メディアに記事として取り上げてもらうための活動等を戦略的に実施し、メディアでの本県情報の露出獲得を図り、本県ブランド力向上に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から 令和 3 年 (2021) 年 3 月 31 日 (水) まで

4 委託業務内容

(1) PR 計画の策定及びプレスリリースの作成・配信

甲と協議の上、専門的知見を駆使して、甲が実施する事業や栃木県の魅力について重点 PR 項目の選定を行い、年間を通じた PR 計画を作成し、首都圏及び関西圏を中心とするメディアでの露出獲得を狙ったプレスリリースの作成・配信を年間を通じて実施すること。

- ・PR 計画の策定にあたっては、栃木県の魅力を PR 視点で整理し、トレンドや季節性、視聴者の情報価値を踏まえて策定すること。
- ・PR 計画においては広告換算額目標を設定することとし、その額は 7 億円以上とする。
- ・メディアに取り上げられやすい切り口や見栄えを重視した資料を作成すること。
- ・リリース内容に適したメディアの選定及び配信リストを作成すること。
- ・作成内容、配信時期等については、甲と協議の上決定すること。そのため、月 1 回以上の甲とのミーティングを開催すること。

(2) メディアプロモート

「(1) PR 計画の策定及びプレスリリースの作成・配信」で実施する重点 PR 項目が、首都圏及び関西圏を中心とするメディア、特に「旅やグルメに関するテレビ番組」に取り上げられるよう方針や戦略を立てた上で、テレビ番組、インターネット等での番組化、記事化に向けた電話・訪問などによる直接的な働きかけを行うこと。

- ・効果的なメディアの選定を行い、訪問や電話等によりメディアコンタクトを行うこと。
- ・メディアからの問合せや取材依頼に対して、取材日時・場所等の調整や取材の立会い等を行うこと。
- ・具体的な方針や戦略・実施方法については乙からの提案を基本とするが、実施に当たっては、甲と協議した上で決定する。

(3) メディアタイアップ

重点 PR 項目の 1 項目以上について、首都圏・関西圏のテレビ放送等の特集・番組等とのタ

イアップ案を企画・提案し、甲と協議の上実施すること。

なお、タイアップ案は委託金額のうち3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を目安として実施し、企画提案型のアプローチを番組制作サイドに実施すること。

(4) 効果測定等

プレスリリースやメディアプロモート、メディアタイアップによりメディアに取り上げられた状況等について、月1回以上定期的に報告すること。

- ・番組放送や記事掲載等の状況をクリッピングすること。
- ・クリッピングした成果について、広告換算額の算出・その他の方法による効果測定を行うこと。
- ・メディアプロモートを行ったメディアの履歴、メディアの反応状況等をまとめ、メディアコンタクトレポートとして提出すること。なお、社名、媒体名等を記載すること。
- ・上記資料に基づき、PR計画の調整・見直しを甲と協議すること。

(5) 専門的知識を有するアドバイザー等の派遣

次期「取組方針」の策定のため、甲が開催する「とちぎブランド力向上会議」（参照）に、専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行うこと。

- ・アドバイザーの派遣にあたっては、次期「取組方針」の策定状況等を踏まえ、「とちぎブランド力向上会議」の議題に沿った分野の専門知識を有する者を都度選択、提案し、甲と協議の上決定すること。
- ・アドバイザーの派遣にあっては、アドバイザーと甲との事前打ち合わせを2回以上実施するものとし、それに係る日程調整等も行うこと。事前打ち合わせはテレビ会議も可とする。事前打ち合わせは、次期「取組方針」の策定に係る相談も含むものとする。
- ・「とちぎブランド力向上会議」へのアドバイザー派遣は1回2時間程度を基本とする（移動に要する時間は含まない）。
- ・アドバイザー派遣に伴って発生する経費はすべて委託料に含まれるものとする。
- ・「とちぎブランド力向上会議」の開催予定時期は以下のとおりとし、変更のあった場合には甲は乙に速やかに情報共有するものとする。

第1回 令和2（2020）年 5月13日

第2回 令和2（2020）年 8月20日

第3回 令和2（2020）年 11月18日

5 実施報告書の提出

- (1) 乙は、委託業務完了後、「実施報告書」（様式任意）を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
- (2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

6 委託料の支払

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

7 その他

- (1) 業務の成果は、甲に帰属する。
- (2) 乙は、委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (3) この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙との協議により進めるものとする。